

介護ネットみやぎ速報 (第3号 2008.12.15)

発行者 NPO法人 介護ネットみやぎ
責任者 入間田 範子

022-276-5202
022-276-5205

12月11日、来年度予定されている介護報酬等の改定に向け、介護報酬・介護従業者の処遇改善などを求める緊急会議を開催しました。(私たちがめざす介護保険とするための宮城県緊急会議)

12月11日(木)、フォレスト仙台において、大川昭雄さん、高橋治さん、樋口晟子さん3人の呼びかけにより、来春4月に予定されている介護報酬等の改定に向け、改善要望を求める緊急会議、「私たちがめざす介護保険とするための宮城県緊急会議」を開催しました。呼びかけに賛同いただいた方々や介護ネットみやぎ理事及び会員、23人の出席でした。

会議では、情報交流として参加いただいた県内の社会福祉団体における、介護報酬等の改定に対する改善要望の取組みなどが紹介されました。加えて日本生協連からは、国の社会保障審議会介護給付分科会第61回分科会の審議状況や改定スケジュール等、ホットな情報提供もいただきました。

最後に、この「緊急会議」名で舛添厚生労働大臣宛に要望書(別紙)と今後の要請行動の取組み提案を行いました。



緊急会議呼びかけ人の高橋治さん



中央の状況報告をする佐藤さん

2008年12月●日

厚生労働大臣

舛添要一様

私たちがめざす介護保険とするための宮城県緊急会議

「介護報酬の5%以上引き上げ」「介護職の人材確保の推進」 「介護保険財源の国の負担割合の引き上げ」を求める要望書（案）

2000年介護保険制度が発足して8年、この間保険料は1.4倍に引きあげられ、一方介護報酬は4.7%引き下げられました。

10月30日に政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議が開催され、新たに「生活対策」がとりまとめられ、そのなかの「3. 生活安心確保対策」において「介護報酬改定による介護従事者の処遇改善」が位置づけられ「平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等。」に国庫負担を1,200億円充てる方針としました。しかし国庫負担は平成21年度1,200億円、22年度600億円、23年度は0円となります。

このことが「介護報酬改定（プラス3.0%）により介護職員の給与が2万円アップする」という情報となり一人歩きしています。

現在、介護給付費分科会において「介護事業経営実態調査」等の結果、委員をはじめ各方面からの意見、提言をもとに介護報酬の検討がおこなわれています。政府・与党会議は、介護給付費分科会での検討をおざなりにした感がいなめません。

かたや平成21年度予算の概算請求では社会保障関係費を2,200億円抑制することが示されました。しかし、自民党は12月2日、政務調査会の結論を待たない異例の形で総務会が今後3年間は2200億円抑制と3%削減の撤廃を求める決議を決定しました。これを受けて政府・与党間で調整。3日の経済財政諮問会議を経て3%削減の撤廃を閣議決定しました。この間の政府の対応は、長期的視野に欠けているという印象が拭えません。

介護職員は2004年には100万人、2014年には140万人～160万人、2025年には210万人～250万人が必要であると試算されており、高齢者のみの世帯、認知症の大幅な増加も予測されています。

NPO法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎの会員事業者へのアンケートによると『経営環境・労働環境・利用者環境とも現状ではきわめて脆弱となっています。当初の目的を達成できる水準まで、介護保険の中身・仕組みを改善しなければ2025年まで到底保険制度はもたないと思われます。』という厳しい見通しをしています。『職員が熱い気持ちを持って働いているのに生活が成り立っていかず、離職し、他職種に移ってしまう若い職員が多くいます。職員が結婚し、家庭を維持できるだけの給与を支払える介護報酬の見直しであってほしいと考えます。』という声が聞こえます。スケールメリットがないNPOのような小規模な事業者は『この間の2度の介護報酬改定で経営が悪化し、職員の給与カット・役員の給与カット・資産の取り崩しなどでしのいでいます』というぎりぎりの運営実態で

す。

来年度から3年間の市区町村の介護保険料（65歳以上）が全国平均で月額約180円（約4%）引き上げられ、月額約4270円になる見通しであることが厚生労働省の集計でわかりました。介護保険料の急激な上昇を抑制するための国庫負担は、3年限りです。後期高齢者医療制度の開始など、高齢者の家計はより一層厳しさを増しています。介護給付費は2005年から給付計画を下回っており介護抑制という事態が起こっています。

国民は、家族が介護することを前提の介護保険制度設計から、介護保険法の本来の目的である「要介護者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる制度」にすることを求めています。介護保険と介護の現場の崩壊を食い止めるために下記のことを要望いたします。

記

1、介護報酬の5%以上引き上げについて

介護報酬は最低5%引き上げること、報酬引き上げにあたり、報酬体系はできるだけ簡素でわかりやすいものにするとともに、実態に合った、人員配置基準にすることを要望します。

2、介護職員の人材確保の推進について

介護職員の人材確保は、喫緊の課題です。国や自治体は介護職員・看護職員の大幅増員へ抜本的対策を講じ、社会的役割にふさわしい賃金体系を構築し、積極的な介護職員・看護職員養成を推進することを要望します。

3、介護保険財源の国の負担割合の引き上げについて

政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議が「生活対策」でうちだした刹那的な対策ではなく、介護保険財源の国の負担割合を引き上げ、介護保険料と、介護サービスの利用料をできるだけ抑制することを要望します。